

騒音規制法・振動規制法とは（ポイント）

目的（第1条）

○騒音規制法

工場騒音及び建設作業騒音について必要な規制を行うとともに、道路交通騒音に係る許容限度を定め、生活環境を保全し、国民の健康を保護すること。

○振動規制法

工場振動及び建設作業振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定め、生活環境を保全し、国民の健康を保護すること。

★規制基準 敷地境界で規制

○特定工場等（特定施設を設置する工場又は事業場）

【騒音】（騒規法第4条）

概ね、用途地域に基づいて、市内4区域に分類し、朝/夕 昼間 夜間と時間区分ごとに基準値が定められています。区域の詳細は環境保全課窓口にて加古川市指定地域図を参照してください。

【振動】（振規法第4条）

概ね、用途地域に基づいて、市内2区域に分類し、昼間 夜間と時間区分ごとに基準値が定められています。区域の詳細は環境保全課窓口にて加古川市指定地域図を参照してください。

○特定建設作業

【騒音】（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）

【振動】（振規法施行規則第11条）

建設工事の作業のうち、政令で定めた著しい騒音・振動を発生する作業。

規制基準値は一律。（特定事業場の規制基準値に関係なし）

作業できる時間が定められている。

★届出の義務

○特定施設を設置する者の場合

- | | | |
|--|-------------|-------------------------|
| ①特定施設設置の届出 | （騒・振規法第6条） | 設置の <u>30日前</u> までに届出 |
| ②特定施設使用の届出 | （騒・振規法第7条） | 政令施行日の <u>30日以内</u> に届出 |
| ③特定施設の種類ごとの数変更の届出 | （騒規法第8条） | 設置の <u>30日前</u> までに届出 |
| ③' 特定施設の種類及び能力ごとの数変更の届出
特定施設の使用の方法の届出 | （振規法第8条） | 設置の <u>30日前</u> までに届出 |
| ④騒音・振動の防止の方法の変更の届出 | （騒・振規法第8条） | 設置の <u>30日前</u> までに届出 |
| ⑤氏名変更等の届出 | （騒・振規法第10条） | 変更日から <u>30日以内</u> に届出 |
| ⑥特定施設使用廃止の届出 | （騒・振規法第10条） | 全廃止日から <u>30日以内</u> に届出 |
| ⑦承継の届出 | （騒・振規法第11条） | 承継日から <u>30日以内</u> に届出 |

○特定建設作業を実施する者の場合

- | | | |
|--------------|-------------|----------------------|
| 特定建設作業の実施の届出 | （騒・振規法第14条） | 作業実施の <u>8日前</u> に届出 |
|--------------|-------------|----------------------|

改善勧告 改善命令（第12条 第15条）

○改善勧告（騒音）

特定工場等において発生する騒音、特定建設作業に伴って発生する騒音が、規制基準に適合していない場合、騒音防止の方法を改善する等勧告することができる。

○改善命令（騒音）

改善勧告を受けた者がその勧告に従わない場合は改善を命ずることができる。